

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

デジタル手続法改正に係る液石法施行令の改正について（お知らせ）

標記につきましては、令和元年10月30日付け全L協事業元第113号において、経産省の意見募集についてお知らせしたところですが、下記のとおり令和元年12月13日付けで改正され、令和元年12月16日に施行されましたのでお知らせいたします。詳細については別添をご参照ください。

なお、令和元年6月20日付け全L協保安元第18号において、デジタル手続法に係る液石法改正についてお知らせしておりましたが、この度、政令が施行されたことから、「液石法第14条（書面の交付）及び第28条（保安業務の委託）」も施行されたこととなります。

液石法施行規則については令和元年12月3日付け全L協保安元第59号でお知らせしたとおり、現在、意見募集（12月24日まで）が行われております。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

記

## 1. 改正の概要（主なもの）

### ○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令

14条の書面交付、28条の委託契約書交付において情報通信技術等を使用する場合の相手方から承諾を得る方法等

## 2. 経産省ホームページ掲載アドレス

○改正について掲載されているホームページ（経産省ホームページ内）

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/hourei/19fy.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/hourei/19fy.html)

○意見募集結果（経産省ホームページ内）

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=060191024&Mode=2>

以 上

発信手段：Eメール

事業推進部：堀江、笠間、岩田

保安部：高木、渡辺、橋本